

株 主 各 位

大阪府茨木市大字佐保193番地の2
株式会社ユニバーサル園芸社
代表取締役社長 安部 豪

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.uni-green.co.jp/investor-relations/general-meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、令和7年9月26日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年9月27日（土曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府茨木市大字佐保193番地の2
株式会社ユニバーサル園芸社 大阪本社
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項

報告事項

1. 第52期（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、令和7年9月26日（金曜日）午後5時15分までに行使してください。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和7年9月26日（金曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主1名に委任する場合に限られます。その際には代理権を証明する書面が必要となります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

パソコンで議決権を行使される場合は、上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右下のQRコードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) 議決権の行使期限は、令和7年9月26日（金曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、当該書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

(令和6年7月1日から  
令和7年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）における我が国経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善が進む一方で、米国の通商政策による世界経済の減速懸念、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東情勢、中国経済の持ち直しの遅れなど景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。このような環境のもと、当社グループは主力事業であるグリーン事業において、新規顧客の獲得や販売促進のためのマーケティング活動に注力しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は20,506,954千円（前期比21.6%増）、営業利益は2,651,452千円（同11.7%増）、経常利益は2,642,984千円（同5.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,805,420千円（同10.3%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

#### 〔グリーン事業〕

グリーン事業につきましては、レンタルグリーンの売上が計画通りに推移し、増収増益となりました。以上の結果、当セグメントの売上高は13,455,365千円（前期比18.5%増）、営業利益は2,377,940千円（同10.8%増）となりました。売上高営業利益率は、関東エリアは21.7%（前年同期22.4%）、関西エリアは26.9%（同25.2%）、海外エリアは3.0%（同6.4%）となりました。

#### 〔卸売事業〕

前期コロナ禍を背景に高く推移しておりました植物の需要が落ち着きはじめ、物価の上昇とともに販管費の増加を抑えることができず、増収減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,569,750千円（前期比6.3%増）、営業利益は121,385千円（同4.8%減）となりました。



### 〔小売事業〕

小売事業につきましては、猛暑により夏季の落ち込みもありましたが、連結子会社の増加により増収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は6,027,150千円（前期比34.2%増）、営業利益は95,007千円（前期比106.2%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、小売事業を中心に、主として事業領域の拡大を目的とした投資を総額724,230千円実施し、その資金は自己資金を充当いたしました。セグメント別では次のとおりであります。

|        |       |           |
|--------|-------|-----------|
| グリーン事業 | 関東エリア | 125,565千円 |
| グリーン事業 | 関西エリア | 12,405千円  |
| グリーン事業 | 海外エリア | 327,257千円 |
| 卸売事業   |       | 6,588千円   |
| 小売事業   |       | 240,778千円 |
| 全社     |       | 11,635千円  |

グリーン事業関東エリアにおける主な設備投資は、日本橋支店の設備工事及び吉村造園株式会社の取得に係るものです。

グリーン事業海外エリアにおける主な設備投資は、Plantscape, Inc. の取得に係るものです。

小売事業における主な設備投資は、Fleur Universelleの店舗設備、ニコライバークマン高輪の店舗設備に係るものです。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社であるRolling Greens, Inc. は、令和6年8月1日を効力発生日として、アメリカ合衆国ペンシルバニア州のプラントスケープ社の全株式を取得し子会社し、当社の孫会社となりました。

当社は吉村造園株式会社の全株式を取得し、令和7年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社としました。

## (6) 対処すべき課題

園芸市場は、極端な落ち込みは少なく、横ばい傾向の中での推移となっております。その中で、今後の推移に関しては、地球温暖化に伴う個人及び企業の環境問題への意識の高まりや省エネ志向の高まり、また企業のCSR活動における壁面緑化や屋上緑化への取組等から、当社グループの属する園芸業界への注目も高まっているといえます。

このような状況の中、当社グループは、事業の成長及び安定化を図るために顧客サービスレベルの一層の向上と専門化を図ることで、同業他社との差別化を更に推し進め、事業規模の拡大を目指しております。また既存事業につきましては、まず事業基盤の整備を進めてまいり、更に他社との提携による積極的な事業拡大を目指しております。コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化につきましては、経営の最重要課題と位置付け、当社グループを取り巻く様々な環境変化に合わせて行動規範の見直し、実践、定着に努めてまいります。当社グループではこれらの課題を改善するために具体的な施策として、以下の事項に取り組んでまいります。

#### ① 収益基盤の強化

当社グループの売上高において、グリーン事業は、当社ビジネスの中核であります。レンタルグリーンをはじめとして、生花・観葉植物、母の日などのギフト商品、ディスプレイ、造園といったあらゆる園芸関連商品のニーズに幅広く対応し、法人・個人のお客様双方からの受注拡大を図ることで、事業の相乗的な成長を目指しております。また、壁面緑化や屋上緑化といった園芸関連分野の取扱事業において、より安定的な収益基盤の構築が課題となっております。新たな収益基盤の確立に向け、グリーンと融合したカフェ等の小売事業やネット通販事業等さまざまな事業への中期的な投資を図っていく所存であります。

#### ② 人材の確保と育成

当社グループの事業は機械化できない労働集約型産業であり、園芸の専門分野において質の高い技量や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であると認識しております。現状の景況感の改善から企業の人材確保が難しくなる傾向が強い中、優秀な人材を継続的に採用し育成することや、サービス要員としての労働力の確保及び適正な要員配置を行うこと、労働環境を整備し社員の定着を図ることが、当社グループの成長にとって必要となります。このため、当社グループは定期採用を計画的に行うと同時に、様々な採用媒体から中途採用も積極的に行い、園芸事業や環境貢献に対する意識の高い人材の採用を行い、社内で独自の研修及び人事育成制度を運用することで、社員の定着及び業務に取り組む意欲と能力の向上を図っております。

今後においても、当社グループの成長を図るべく、人材の定着と育成に努めてまいります。

#### ③ 組織体制・事業基盤の整備

当社グループの企業価値を中長期的に成長させるために、組織体制や事業基盤を確立することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の更なる事業拡大に備え、他社との事業提携やM&Aなどで想定される経済的リスクや人的リスク、及び海外リスクの回避・低減に必要なコーポレート・ガバナンス及び内部統制を適切に整備・運用するとともに、必要な見直しを適時行

い、組織体制の強化を図ってまいります。

また、継続して社内で部門別の損益を把握し、売上原価や販管費の削減等に取り組むとともに、社外の協力機関とも連携を取りながら事業基盤の整備を進めてまいります。



## (7) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 令和3年度<br>第49期 | 令和4年度<br>第50期 | 令和5年度<br>第51期 | 令和6年度<br>第52期（当期） |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|
| 売上高（千円）             | 11,599,868    | 13,816,284    | 16,859,109    | 20,506,954        |
| 営業利益（千円）            | 1,859,869     | 2,113,765     | 2,373,517     | 2,651,452         |
| 経常利益（千円）            | 1,963,612     | 2,183,338     | 2,510,182     | 2,642,984         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | 1,382,109     | 1,494,451     | 1,636,721     | 1,805,420         |
| 1株当たり当期純利益（円）       | 288.50        | 315.31        | 348.42        | 388.23            |
| 総資産（千円）             | 11,379,248    | 13,044,744    | 15,319,466    | 17,035,905        |
| 純資産（千円）             | 9,291,739     | 10,568,557    | 12,063,488    | 13,448,272        |
| 1株当たり純資産額（円）        | 1,954.36      | 2,244.17      | 2,586.50      | 2912.91           |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 令和3年度<br>第49期 | 令和4年度<br>第50期 | 令和5年度<br>第51期 | 令和6年度<br>第52期（当期） |
|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|
| 売上高（千円）       | 7,625,552     | 8,887,485     | 9,547,451     | 10,658,643        |
| 営業利益（千円）      | 1,534,782     | 1,717,516     | 2,060,278     | 2,250,478         |
| 経常利益（千円）      | 1,756,352     | 1,797,225     | 2,270,973     | 2,263,077         |
| 当期純利益（千円）     | 1,258,618     | 1,211,444     | 1,549,937     | 1,514,172         |
| 1株当たり当期純利益（円） | 262.72        | 255.60        | 329.94        | 325.6             |
| 総資産（千円）       | 10,208,021    | 11,215,870    | 12,604,711    | 13,766,432        |
| 純資産（千円）       | 8,686,743     | 9,637,349     | 10,895,594    | 12,067,269        |
| 1株当たり純資産額（円）  | 1,827.11      | 2,048.63      | 2,342.00      | 2620.41           |

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金       | 出 資 比 率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|-------------|---------|---------|
| 上海寰球園芸産品租賃有限公司                     | 3,437千CNY   | 100.0%  | グリーン事業  |
| ビバ工芸株式会社                           | 85,000千円    | 100.0%  | 卸売事業    |
| 株式会社花守花の座                          | 10,000千円    | 100.0%  | 小売事業    |
| Rolling Greens, Inc.               | 50USD       | 100.0%  | グリーン事業  |
| 株式会社高島屋植物園                         | 10,000千円    | 100.0%  | 卸売事業    |
| MIRAGE GREEN (SINGAPORE) Pte. Ltd. | 100SGD      | 75.0%   | グリーン事業  |
| 園芸ネット株式会社                          | 10,000千円    | 100.0%  | 小売事業    |
| 株式会社小林ナーセリー                        | 10,000千円    | 100.0%  | グリーン事業  |
| 金子園芸株式会社                           | 10,000千円    | 100.0%  | グリーン事業  |
| 株式会社改良園                            | 10,000千円    | 100.0%  | 小売事業    |
| 株式会社日生ウッドワークス                      | 3,000千円     | 100.0%  | グリーン事業  |
| 株式会社大多喜ハーブガーデン                     | 80,000千円    | 100.0%  | 小売事業    |
| 泰成緑栄株式会社                           | 10,000千円    | 100.0%  | グリーン事業  |
| Nicolai Bergmann株式会社               | 3,000千円     | 100.0%  | 小売事業    |
| Nicolai Bergmann LTD.              | 100,000千KRW | 100.0%  | 小売事業    |
| 株式会社インナチュラル                        | 10,000千円    | 100.0%  | 小売事業    |
| 吉村造園株式会社                           | 8,000千円     | 100.0%  | グリーン事業  |

## (9) 主要な事業内容

当社グループは、当社並びに連結子会社22社の合計23社で構成されており、観葉植物やアートフラワー等の園芸関連商品のレンタル、及び園芸関連商品のギフトや店頭を含めた販売を主とした、グリーン事業を主な事業として取り組んでおります。

当社グループの事業はグリーン事業、卸売事業、小売事業に区分され、更にグリーン事業は関西エリア、関東エリア、海外エリアに区分しており、その内容は以下のとおりであります。

| 事業の名称  |       | 概 要                                                                                |
|--------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 関西エリア | 大阪本社・大阪南支店・神戸支店・京滋支店及び名古屋支店を中心とする関西エリアにおけるレンタルグリーンを主体とする事業                         |
|        | 関東エリア | 東京本社・東京中央支店・東京東支店・東京西支店・東京北支店・東京南支店・目黒支店・両国支店及び横浜支店を中心とする関東エリアにおけるレンタルグリーンを主体とする事業 |
|        | 海外エリア | 海外エリアにおけるレンタルグリーンを主体とする事業                                                          |
| グリーン事業 |       | レンタルグリーン事業及び園芸関連商品取扱事業                                                             |
| 卸売事業   |       | 観葉植物、造花、エクステリア用石材等の卸売事業                                                            |
| 小売事業   |       | 草花、観葉植物、園芸資材等の販売事業                                                                 |

## (10) 主要な営業所

(当 社)

| 名 称 | 所在地                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 | 大阪本社 大阪府茨木市      /      東京本社 東京都中央区                                                                          |
| 支 店 | (関西エリア)<br>堺市美原区、神戸市北区、滋賀県草津市、愛知県稲沢市<br><br>(関東エリア)<br>東京都中央区、同江戸川区、同杉並区、同大田区、同江東区、同品川区、同墨田区、埼玉県戸田市、横浜市保土ケ谷区 |

(連結子会社)

| 名称                                 | 所在地            |
|------------------------------------|----------------|
| 上海寰球園芸産品租賃有限公司                     | 中華人民共和国上海市     |
| ビバ工芸株式会社                           | 東京都大田区         |
| 株式会社花守花の座                          | 兵庫県宝塚市         |
| Rolling Greens, Inc.               | アメリカ合衆国メリーランド州 |
| 株式会社高島屋植物園                         | 大阪府豊中市         |
| MIRAGE GREEN (SINGAPORE) Pte. Ltd. | シンガポール共和国ラッフルズ |
| 園芸ネット株式会社                          | 東京都中央区         |
| 株式会社小林ナーセリー                        | 埼玉県川口市         |
| 金子園芸株式会社                           | 神奈川県横浜市        |
| 株式会社改良園                            | 埼玉県川口市         |
| 株式会社日生ウッドワークス                      | 埼玉県八潮市         |
| 株式会社大多喜ハーブガーデン                     | 千葉県夷隅郡         |
| 泰成緑栄株式会社                           | 千葉県大網白里市       |
| Nicolai Bergmann株式会社               | 東京都港区          |
| Nicolai Bergmann LTD.              | 韓国ソウル特別市       |
| 株式会社インナチュラル                        | 東京都中央区         |
| 吉村造園株式会社                           | 埼玉県鴻巣市         |

## (11) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 953名    | 102名増  |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー等）526名は含んでおりません。

(12) 主要な借入先

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 28,310千円 |
| 埼玉縣信用金庫     | 24,500千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,025,000株  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 3,633名  
 (5) 大株主（上位10名）

| 株主名              | 持株数     | 持株比率  |
|------------------|---------|-------|
|                  | 株       | %     |
| カーン園子            | 728,500 | 15.81 |
| 森坂拓実             | 586,936 | 12.74 |
| 森坂優子             | 532,080 | 11.55 |
| ユニバーサル園芸社社員持株会   | 436,400 | 9.47  |
| ユニバーサル商事有限会社     | 244,600 | 5.31  |
| 大和リース株式会社        | 200,000 | 4.34  |
| 日泰サービス株式会社       | 146,000 | 3.17  |
| 株式会社東邦レオホールディングス | 140,000 | 3.04  |
| 岡山フードサービス株式会社    | 94,900  | 2.06  |
| 橘俊夫              | 54,000  | 1.17  |

（注）持株比率は、自己株式（419,890株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（令和7年6月30日現在）

| 氏 名       | 地位及び担当               | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                        |
|-----------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 森 坂 拓 実   | 代表取締役会長              | ユニバーサル商事有限会社代表取締役<br>上海寰球園芸産品租賃有限公司董事長<br>Rolling Greens, Inc. 会長                      |
| 安 部 豪     | 代表取締役社長              | ビバ工芸株式会社取締役<br>株式会社花守花の座取締役                                                            |
| 西 川 道 広   | 常務取締役<br>関東事業本部長     | ビバ工芸株式会社代表取締役<br>株式会社小林ナーセリー代表取締役<br>株式会社改良園代表取締役<br>金子園芸株式会社代表取締役<br>泰成緑栄株式会社取締役      |
| 片 岡 義 雄   | 取締役<br>関西事業本部長       | 株式会社高島屋植物園代表取締役<br>株式会社花守花の座代表取締役                                                      |
| 平 田 草 介   | 取締役<br>グループ会社推進事業本部長 | Nicolai Bergmann株式会社取締役<br>株式会社インナチュラル代表取締役<br>吉村造園株式会社取締役                             |
| 池 原 健 一 郎 | 取締役<br>(常勤監査等委員)     | ビバ工芸株式会社監査役<br>株式会社花守花の座監査役<br>株式会社高島屋植物園監査役<br>金子園芸株式会社監査役<br>Nicolai Bergmann株式会社監査役 |
| 井 関 新 吾   | 取締役<br>(監査等委員)       | 井関公認会計士事務所代表<br>I-PLUS税理士法人代表社員<br>株式会社井関総合経営センター代表取締役<br>株式会社山洋社外監査役<br>金剛株式会社代表取締役   |
| 北 村 百 合 子 | 取締役<br>(監査等委員)       | グローバル法律事務所<br>茨木市固定資産評価審査委員会委員                                                         |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）井関新吾氏及び北村百合子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井関新吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）北村百合子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、池原健一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）井関新吾氏及び北村百合子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績その他の事情を考慮して、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は取締役会の承認、監査等委員である各取締役分は監査等委員の協議に基づき決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有し、取締役会（監査等委員である取締役を除く。）で決定しております。

監査等委員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査等委員会が有し、各監査等委員の報酬額について、監査等委員会で決定しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、決定方針との整合性を含め多角的な検討を行い、公正性、透明性を高め、監査等委員会の意見を参考に審議したうえで決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                      | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------------|--------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）           | 64,693             | 64,693            | —           | —          | 5                     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 8,867<br>(2,400)   | 8,867<br>(2,400)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>（うち社外役員）          | 73,560<br>(2,400)  | 73,560<br>(2,400) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 8<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、令和6年9月26日開催の第51期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名以内であり、当該株主総会終結時点は5名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、令和6年9月26日開催の第51期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内であり、当該株主総会終結時点は3名です。

### (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び重要な兼職先と当社との関係は、以下のとおりです。

| 地 位                | 氏 名       | 主な活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要                                                                                                                          | 重要な兼職先と当社との関係                                                                                                               |
|--------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等<br>委員) | 井 関 新 吾   | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。 | 井関公認会計士事務所代表<br>I-PLUS税理士法人代表社員<br>株式会社井関総合経営センタ<br>ー代表取締役<br>株式会社山洋社外監査役<br>金剛株式会社代表取締役<br>(上記5社と当社との間には、<br>特別の関係はありません。) |
| 取締役<br>(監査等<br>委員) | 北 村 百 合 子 | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。   | グローバル法律事務所<br>茨木市固定資産評価審査委員<br>会委員<br>(上記1社及び上記委員会と当<br>社との間には、特別の関係は<br>ありません。)                                            |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

### (4) 責任限定契約の概要

当社と取締役（監査等委員）北村百合子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 22,500千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 |          |
| その他の財産上の利益の合計額           | 22,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成21年4月13日、平成24年1月21日及び平成27年5月16日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員一人一人が、社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとることを確保するため、「経営の基本理念」、「経営基本方針」を制定しております。

当社は、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

また、内部監査室による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、その他重要な会議における意思決定に係る情報、取締役の職務の執行に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を制定しております。本規程は、当社及び子会社のリスクを予防し、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業集団の企業価値を保全することを目的としております。本規程に基づき、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。リスク管理委員は、当社の各事業所のリーダー及び子会社の業務執行の責任者がリスク管理責任者として兼務し、月次の経営会議の中で事故・クレームなどのリスク情報の発信及び交換並びに是正の検討等のリスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講じております。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。



また、監査等委員会及び内部監査部門は、総合リスクマネジメント体制の実効性について監査を行っております。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する体制を構築しております。

また、経営に関する重要事項については、必要に応じて社長の諮問機関である経営会議での検討を経て、取締役会で執行決定を行うものとしており、決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会などにおいて、適宜報告いたしております。

**⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社内部の諸規程を整備するとともに、内部監査による業務監査により当企業集団の業務全般にわたる業務の関係法令及び社内規程への適法性や効率性並びに妥当性を検証するとともに、下記イ～ホの体制を構築し、業務の適正を確保するものとしております。

**イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社の月1回開催する「取締役会」で、担当取締役がその状況を報告することとしており、また、子会社の業務執行に責任ある役職員は、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、当社の「経営会議」に定期的に参加することとしております。

**ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社が制定している「リスク管理規程」において、その適用範囲を「当社グループ企業のすべての役職員に対して適用する」こととしております。また、当該子会社の業務執行の責任者をリスク管理委員として任命し、月次の経営会議の中で事故・クレームなどのリスク情報の発信及び交換並びに是正の検討等のリスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講ずることとしております。

**ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の事業内容や規模に応じた取締役会非設置会社の選択など、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築し、また、当企業集団経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」に従い、当企業集団全体の内部統制システムの構築を図るものと

しております。

- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても「倫理規程」及び「倫理行動規範」に基づき、社会的な要請にこたえる適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させるとともに、監査等委員会及び内部監査室が連携し子会社の監査を行い、また、当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通報制度」及び社内の管理本部、内部監査室または通報受理担当者への通報体制を周知し運用する体制を構築することとしております。

- ホ その他当企業集団における業務体制の適正性を確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査することとしております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は内部監査室または管理本部に所属する使用人、子会社においては監査等委員会が指名する者とし、監査等委員は、必要に応じて同部門に所属する、または指名する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

また、監査等委員から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う当企業集団の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査等委員会の意見を聴取し、尊重することとしております。

- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議または委員会に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて当企業集団の取締役、監査等委員または使用人にその説明を求めることとし、役職員は速やかに適切な報告を行うこととしております。

当企業集団の取締役及び使用人等は、監査等委員に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとし、その体制を整備しております。

す。

当社は監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底することとしております。

**⑧ 監査等委員の職務執行について生じる監査費用の前払いまたは償還の手続き  
その他の監査費用の処理に係る方針**

監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支払うこととしております。

**⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、必要に応じて、重要な会議に出席することができることとしており、また、監査等委員は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができることとしております。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行うこととしております。

**⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当企業集団は、グループ行動規範において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、管理本部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備しております。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施いたしました当社における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス体制について

企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、原則として3ヵ月に1回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しております。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

### ② 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、月1回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査室及び会計監査人と連携しての業務監査を実施いたしました。

### ③ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

### ④ 財務報告の体制について

会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っている他、必要に応じて内部監査結果等を共有しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,438,723	流 動 負 債	2,336,649
現 金 及 び 預 金	4,664,727	買 掛 金	627,207
受 取 手 形	66,961	短 期 借 入 金	1,622
売 掛 金	2,202,829	1年内返済予定の長期借入金	52,810
有 価 証 券	299,950	1年内返済予定の社債	15,000
商 品 及 び 製 品	753,768	リ ー ス 債 務	153,645
原材料及び貯蔵品	11,371	未 払 法 人 税 等	478,651
そ の 他	492,804	そ の 他	1,007,712
貸 倒 引 当 金	△53,690	固 定 負 債	1,250,983
固 定 資 産	8,597,181	リ ー ス 債 務	533,610
有 形 固 定 資 産	3,485,867	退職給付に係る負債	259,841
建 物 及 び 構 築 物	1,073,912	長 期 未 払 金	242,283
機械装置及び運搬具	290,307	繰 延 税 金 負 債	4,716
土 地	1,201,172	資 産 除 去 債 務	191,972
建 設 仮 勘 定	135,973	そ の 他	18,558
そ の 他	784,501	負 債 合 計	3,587,632
無 形 固 定 資 産	2,207,988	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	1,871,077	株 主 資 本	13,362,465
そ の 他	336,910	資 本 金	172,770
投資その他の資産	2,903,326	資 本 剰 余 金	122,488
投 資 有 価 証 券	1,530,928	利 益 剰 余 金	13,900,364
繰 延 税 金 資 産	449,503	自 己 株 式	△833,157
投 資 不 動 産	350,328	その他の包括利益累計額	51,815
そ の 他	573,533	為 替 換 算 調 整 勘 定	41,323
貸 倒 引 当 金	△968	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,492
		非支配株主持分	33,991
資 産 合 計	17,035,905	純 資 産 合 計	13,448,272
		負 債 純 資 産 合 計	17,035,905

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（令和6年7月1日から）
（令和7年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		20,506,954
売 上 原 価		7,692,773
売 上 総 利 益		12,814,181
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,162,728
営 業 利 益		2,651,452
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,684	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	38,266	
補 助 金 受 取 額	20,867	
そ の 他	55,606	140,424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,674	
不 動 産 賃 貸 原 価	16,988	
為 替 差 損	114,912	
そ の 他	9,318	148,893
経 常 利 益		2,642,984
特 別 損 失		
減 損 損 失	73,031	73,031
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,569,953
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	845,390	
法 人 税 等 調 整 額	△84,647	760,742
当 期 純 利 益		1,809,210
非支配株主に帰属する当期純利益		3,790
親会社株主に帰属する当期純利益		1,805,420

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（令和6年7月1日から）
（令和7年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	172,770	122,488	12,211,250	△606,966	11,899,543
当期変動額					
剰余金の配当			△116,306		△116,306
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,805,420		1,805,420
自己株式の取得				△226,191	△226,191
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,689,113	△226,191	1,462,922
当期末残高	172,770	122,488	13,900,364	△833,157	13,362,465

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	133,509	—	133,509	30,435	12,063,488
当期変動額					
剰余金の配当					△116,306
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,805,420
自己株式の取得					△226,191
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△92,186	10,492	△81,694	3,556	△78,138
当期変動額合計	△92,186	10,492	△81,694	3,556	1,384,783
当期末残高	41,323	10,492	51,815	33,991	13,448,272

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,056,318	流 動 負 債	1,155,552
現 金 及 び 預 金	2,762,388	買 掛 金	344,313
受 取 手 形	65,711	未 払 金	134,255
売 掛 金	1,134,295	未 払 費 用	95,917
有 価 証 券	299,950	未 払 法 人 税 等	370,500
商 品	223,530	未 払 消 費 税 等	133,743
関係会社短期貸付金	419,189	預 り 金	42,820
前 渡 金	29,466	そ の 他	34,002
前 払 費 用	83,498	固 定 負 債	543,609
そ の 他	67,167	退 職 給 付 引 当 金	205,430
貸 倒 引 当 金	△28,879	関係会社事業損失引当金	2,115
固 定 資 産	8,710,113	長 期 未 払 金	241,689
有 形 固 定 資 産	1,793,528	そ の 他	94,374
建 物	622,282	負 債 合 計	1,699,162
構 築 物	126,959	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	7,758	株 主 資 本	12,067,269
車 両 運 搬 具	59,031	資 本 金	172,770
工具、器具及び備品	54,006	資 本 剰 余 金	122,488
土 地	901,998	資 本 準 備 金	122,488
建 設 仮 勘 定	21,491	利 益 剰 余 金	12,605,168
無 形 固 定 資 産	82,993	利 益 準 備 金	12,500
の れ ん	33,168	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,592,668
ソ フ ト ウ ェ ア	46,840	繰 越 利 益 剰 余 金	12,592,668
そ の 他	2,984	自 己 株 式	△833,157
投資その他の資産	6,833,590	純 資 産 合 計	12,067,269
投 資 有 価 証 券	1,501,978	負 債 純 資 産 合 計	13,766,432
関 係 会 社 株 式	2,327,990		
関係会社長期貸付金	2,123,685		
繰 延 税 金 資 産	221,106		
投 資 不 動 産	350,328		
そ の 他	395,593		
貸 倒 引 当 金	△87,092		
資 産 合 計	13,766,432		

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年7月1日から)
(令和7年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,658,643
売上原価	4,273,771
売上総利益	6,384,871
販売費及び一般管理費	4,134,393
営業利益	2,250,478
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	57,188
有価証券利息	22,542
投資不動産賃貸料	39,907
業務受託料	24,908
その他	8,267
営業外費用	
不動産賃貸原価	16,988
為替差損	116,733
その他	6,493
経常利益	2,263,077
特別損失	
関係会社貸倒引当金繰入額	95,363
関係会社株式評価損	10,000
関係会社事業損失引当金繰入額	2,115
税引前当期純利益	2,155,599
法人税、住民税及び事業税	662,194
法人税等調整額	△20,768
当期純利益	1,514,172

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年7月1日から)
(令和7年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	172,770	122,488	122,488	12,500	11,194,802	11,207,302
当期変動額						
剰余金の配当					△116,306	△116,306
当期純利益					1,514,172	1,514,172
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	1,397,866	1,397,866
当期末残高	172,770	122,488	122,488	12,500	12,592,668	12,605,168

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△606,966	10,895,594	10,895,594
当期変動額			
剰余金の配当		△116,306	△116,306
当期純利益		1,514,172	1,514,172
自己株式の取得	△226,191	△226,191	△226,191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—
当期変動額合計	△226,191	1,171,674	1,171,674
当期末残高	△833,157	12,067,269	12,067,269

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和7年8月15日

株式会社ユニバーサル園芸社

取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士 立 石 亮 太
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 高 橋 利 昌
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバーサル園芸社の令和6年7月1日から令和7年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバーサル園芸社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年8月15日

株式会社ユニバーサル園芸社

取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 利 昌
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバーサル園芸社の令和6年7月1日から令和7年6月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年8月26日

株式会社ユニバーサル園芸社 監査等委員会

常勤監査等委員	池 原 健 一 郎 ㊞
監査等委員	井 関 新 吾 ㊞
監査等委員	北 村 百 合 子 ㊞

(注) 監査等委員井関新吾及び北村百合子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分は以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上による株主利益の向上を目指し、経営基盤の拡充と成長力の維持・強化の源泉である株主資本の充実を図る一方、長期にわたり安定し、かつ業績を反映した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

これにより、第52期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 26円 総額119,732,860円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年9月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	もり さか たく み 森 坂 拓 実 (昭和23年1月28日生)	昭和43年4月 ユニバース園芸創業 昭和49年2月 当社設立 代表取締役社長 令和3年9月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) ユニバーサル商事有限会社代表取締役 上海寰球園芸産品租賃有限公司董事長 Rolling Greens, Inc. 会長	586,936株
2	あ べ つよし 安 部 豪 (昭和51年12月6日生)	平成11年4月 当社入社 平成16年7月 当社総務課リーダー 平成19年7月 当社内部監査室室長 平成20年7月 当社管理部財務・経理課リーダー 平成24年7月 当社経営企画室室長 平成27年9月 当社取締役管理本部長 平成29年10月 当社取締役副社長兼管理本部長 令和3年9月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ビバ工芸株式会社取締役 株式会社花守花の座取締役	24,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	にし かわ みち ひろ 西 川 道 広 (昭和41年1月26日生)	昭和63年4月 当社入社 平成19年7月 当社大阪本社営業サービス課リーダー 平成22年1月 当社大阪本社営業企画課リーダー 平成22年4月 当社関西第1事業部統轄リーダー 平成23年2月 当社取締役関西事業本部長 平成26年9月 当社取締役関東事業本部長 平成27年10月 当社常務取締役関東事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) ビバ工芸株式会社代表取締役 株式会社小林ナーセリー代表取締役 株式会社改良園代表取締役 金子園芸株式会社代表取締役 泰成緑栄株式会社取締役	14,000株
4	かた おか よし お 片 岡 義 雄 (昭和42年8月21日生)	昭和64年1月 当社入社 平成12年7月 当社大阪本社営業サービス課リーダー 平成20年1月 当社大阪本社営業企画課リーダー 平成21年4月 当社関西第1事業部統轄リーダー 平成23年2月 当社取締役関東事業本部長 平成26年9月 当社取締役関西事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社高島屋植物園代表取締役 株式会社花守花の座代表取締役	14,000株
5	ひら た そう すけ 平 田 草 介 (昭和48年3月23日生)	平成8年8月 当社入社 平成17年4月 当社大阪本社営業企画課リーダー 平成19年1月 上海寰球園芸産品租賃有限公司 総経理 平成26年4月 当社関西営業企画課統轄リーダー 平成28年7月 当社関東営業企画課リーダー 平成29年7月 当社関東営業企画課統轄リーダー 令和3年1月 当社ウェブマーケティングリーダー 令和4年7月 当社経営企画室室長 令和6年9月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) Nicolai Bergmann株式会社取締役 株式会社インナチュラル代表取締役 吉村造園株式会社取締役	21,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	いけ はら けんいちろう 池 原 健一郎 (昭和38年12月22日生)	平成元年9月 当社入社 平成14年4月 当社神戸支店リーダー 平成21年1月 当社管理部総務・人事課リーダー 平成29年7月 当社内部監査室室長 令和元年9月 当社常勤監査役 令和3年9月 当社取締役（常勤監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） ビバ工芸株式会社監査役 株式会社花守花の座監査役 株式会社高島屋植物園監査役 金子園芸株式会社監査役	11,500株
2	い せき しん ご 井 関 新 吾 (昭和33年12月20日生)	昭和56年4月 日新監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 昭和59年3月 公認会計士・税理士登録 昭和61年9月 井関公認会計士事務所開業 代表（現任） 平成21年2月 当社社外監査役 令和3年9月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） 井関公認会計士事務所代表 I-PLUS税理士法人代表社員 株式会社井関総合経営センター代表取締役 株式会社山洋社外監査役 金剛株式会社代表取締役	一株
3	きた むら ゆりこ 北 村 百合子 (昭和52年9月10日生)	平成14年10月 大阪弁護士会登録 グローバル法律事務所入所 平成17年4月 同志社大学法科大学院非常勤講師 平成19年7月 第二東京弁護士会へ登録替え 法律事務所オーセンス入所 平成21年4月 大阪弁護士会へ再登録 グローバル法律事務所入所 令和2年2月 茨木市固定資産評価審査委員会 委員就任（現任） 令和5年9月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 井関新吾氏及び北村百合子氏の2名はいずれも監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 井関新吾氏及び北村百合子氏の2名はいずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 井関新吾氏は公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 井関新吾氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 北村百合子氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 北村百合子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、北村百合子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)

本定時株主総会において、議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する知識・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	事業経営	法務/リスク管理	会計/財務/M&A	技術	IT/デジタル	ESG・サステナビリティ	グローバル
森坂拓実	代表取締役会長	●		●	●			●
安部 豪	代表取締役社長	●	●	●				●
西川道広	常務取締役	●		●	●			
片岡義雄	取締役	●		●	●			
平田草介	取締役	●		●		●		●
池原健一郎	取締役 (監査等委員)	●	●				●	
井関新伍	社外取締役 (監査等委員)	●		●				
北村百合子	社外取締役 (監査等委員)		●				●	

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、令和6年9月26日開催の第51期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役小林賢二氏の選任が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役

1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
小林 賢二 (昭和22年4月7日生)	昭和45年4月 サカイオーベックス株式会社入社 平成4年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社取締役 マルイテキスタイル株式会社代表取締役 平成20年6月 同社相談役 平成22年10月 オージー株式会社入社 同社顧問 平成24年4月 オージー長瀬カラーケミカル株式会社入社 同社副社長 平成26年6月 同社退社	2,000株

- (注) 1. 小林賢二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が企業経営に携わってこられた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かしていただけることを期待したためであります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

大阪府茨木市大字佐保193番地の2
株式会社ユニバーサル園芸社 大阪本社



【公共交通機関でお越しの方】

- ・最寄駅 大阪モノレール彩都線「彩都西駅」(会場まで徒歩で約20分を要します)
※当日は大阪モノレール彩都西駅から送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
- ・彩都西駅までバスでお越しの場合 阪急茨木市駅、JR茨木駅より阪急バス「95系統」、北大阪急行箕面萱野駅より阪急バス「21、22、23系統」をご利用ください。
※便数が少ないため、予め乗り継ぎ、時刻等ご確認のうえ、お越しください。

【お車でお越しの方】 当社施設内の来客駐車場をご利用ください。